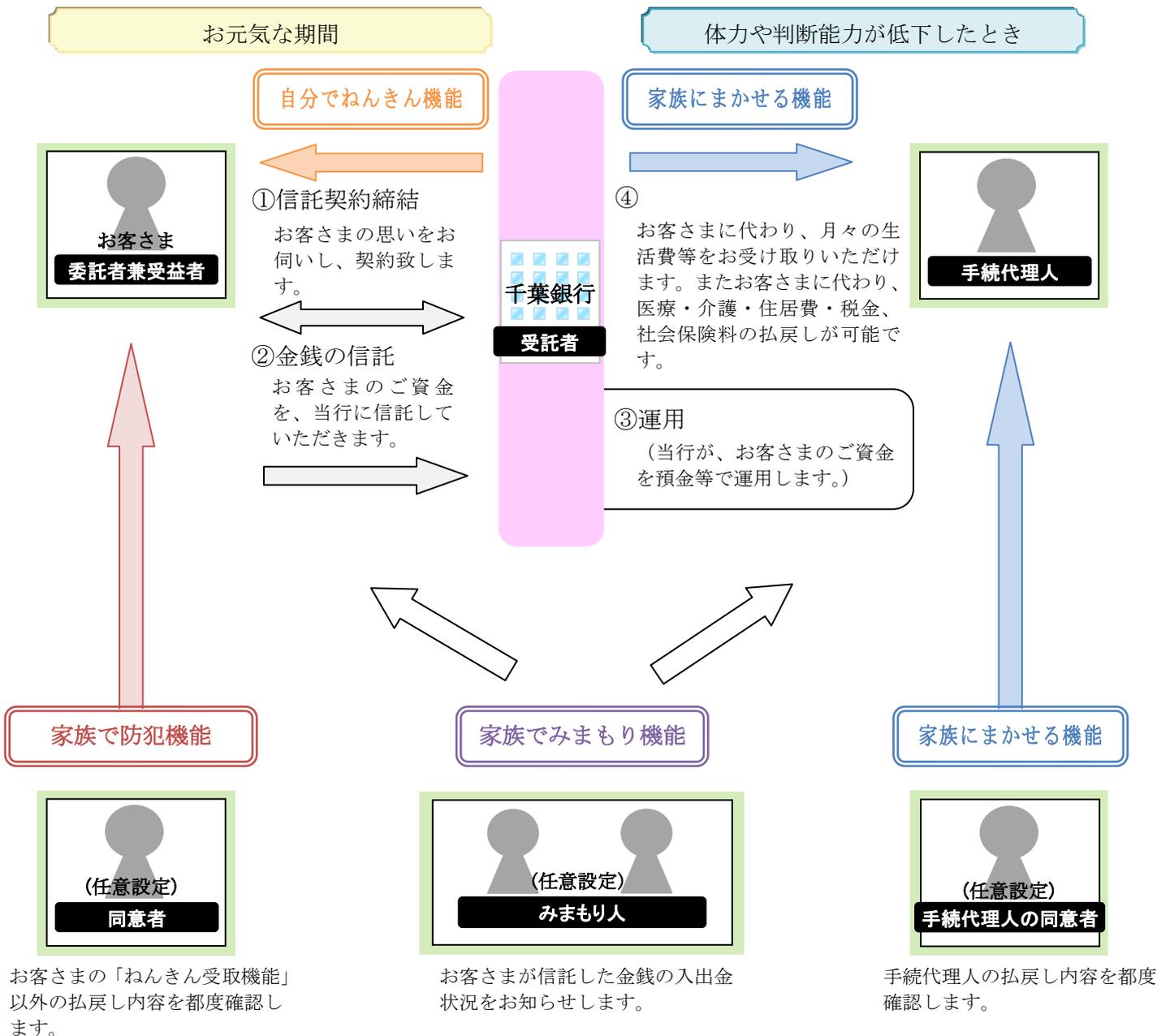


# 「ちばぎん財産管理信託<家族で安心みまもり信託>」商品概要説明書

## 1. 仕組み



### ◎ 財産管理信託の特徴

- ・ 将来の健康の不安や、判断能力の低下に備えることができる信託商品です。
- ・ お元気なうちは、ご自身でお使いいただけます。体力や判断能力が低下した時、お客さまに代わって払戻しを行う手続代理人を、予め指定することができます。
- ・ お客さまと手続代理人による払戻しについて、都度確認を行う同意者をご指定頂けます。同意者のご指定により、特殊詐欺等のリスクに備えることができますので、安心してお過ごしいただけます。
- ・ お客さまの入出金の状況を、みまもり人が見守ることもできます。

## 2. 商品内容

商品名	ちばぎん財産管理信託<家族で安心みまもり信託>
対象者	個人のお客さま (お客さま1人につき、1契約とします。)
信託の仕組み	<p>お客さま（以後、委託者兼受益者のことを「お客さま」といいます。）から当行（受託者）に信託された信託財産について、利殖目的の他に、お客さまにご指定いただく方法により金銭をお支払いすることを、お選びいただく商品（特約付合同運用指定金銭信託）です。</p> <p>お客さまにご指定いただく事項に従って、以下の方法でお支払いします。</p> <p>それぞれの具体的なお支払い方法は、後記「信託金の支払い」をご参照願います。</p> <p>(1) お客さまのご請求によるお支払い（一時払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客さまのご請求に従い、信託財産から金銭をお支払いします。</li> </ul> <p>(2) 自分でねんきん機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月 15 日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。</li> <li>・ 「1 回あたりの交付金額」と、「当行の普通預金口座」のご指定が必要です。</li> </ul> <p>(3) 家族で防犯機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意者<sup>(※1)</sup>の同意を得て、お客さまのご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。</li> <li>・ 「同意者」のご指定が必要です。</li> </ul> <p>(4) 家族にまかせる機能によるお支払い</p> <p>① 年金型によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月 15 日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。</li> <li>・ 予め、「<small>※2</small> 手続代理人<sup>(※2)</sup>」、「1 回あたりの交付金額」、「当行の普通預金口座」のご指定と、「手続代理人の業務開始」が必要です。</li> </ul> <p>② 目的内随時型（同意者なし）によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続代理人のご請求に従い、信託財産から金銭（但し、お客さまの医療・介護・住居に関する費用、税金、社会保険料のみ）をお支払いします。</li> <li>・ 予め、「手続代理人」のご指定が必要です。</li> </ul>

③ 目的内随時型（同意者あり）によるお支払い

- ・ 手続代理人の同意者<sup>(※3)</sup>の同意を得て、手続代理人のご請求に従い、信託財産から金銭（但しお客さまの医療・介護・住居に関する費用、税金、社会保険料のみ）をお支払いします。
- ・ 予め、「手続代理人」、「手続代理人の同意者」のご指定が必要です。

(5) 任意後見制度を利用の場合（任意後見人に対するお支払い）

- ・ お客さまが別途選任なさる任意後見人が、任意後見監督人の選任後、当行所定の手続きを行っていただいた場合に限り、任意後見人は、お客さまに代わり上記「(1) 一時払い」、「(2) 自分でねんきん機能」、「(3) 家族で防犯機能」及び下記「(6) 家族でみまもり機能」をご利用いただけます。
- ・ なお、任意後見人の指定は、お客さまが締結する任意後見契約に従うため、予め当行に指定をいただく必要はございません。

(6) 家族でみまもり機能による通知

- ・ お客さま、手続代理人、任意後見人による払戻し（及びご追加信託）について、みまもり人<sup>(※4)</sup>に通知を行います。
- ・ 「みまもり人」のご指定が必要です。

(※1) 同意者

お客さまの「当行とお取引のある4親等内の親族」の中から、お一人をご指定願います。

(※2) 手続代理人

お客さまの「当行とお取引のある4親等内の親族」の中から、第1順位手続代理人、第2順位手続代理人として、お二人までご指定いただけます。第1順位の手続代理人の任務が終了した場合、第2順位の手続代理人が第1順位の手続代理人の地位を承継します。第1順位の手続代理人の任務が終了しない限り、第2順位の手続代理人は任務を行うことができません。

(※3) 手続代理人の同意者

お客さまの「当行とお取引のある4親等内の親族」の中から、手続代理人お一人に対しお一人をご指定いただけます。

(※4) みまもり人

お客さまの「4親等内の親族」の中から、お二人までご指定いただけます。

<p>信託期間</p>	<p>お客さまがお亡くなりになったとき、その他特別約定に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。</p>
<p>運用</p>	<p>(1) 当行（受託者）は、信託財産（金銭に限る）を、指定金銭信託約款及びちばぎん財産管理信託＜家族で安心みまもり信託＞特別約定に基づき受け入れる他の信託財産と合同して運用します。</p> <p>(2) 信託財産の運用にあたっては、法令等による運用の制限はありませんが、安定した収益の確保を目的として適正に行うものとし、次に掲げる方法により運用します。</p> <p>① 預金又は貯金  ② 銀行の固有勘定への運用（預金及び銀行勘定貸）  ③ 合同運用金銭信託  ④ 国債</p> <p>(3) 信託財産の管理又は処分により取得する財産の種類は、指定金銭信託約款第3条、第3条の2に記載の通りです。</p>
<p>予定配当率</p>	<p>(1) 予定配当率の決定  金融情勢等を参考に、当行が決定します。</p> <p>(2) 予定配当率の明示  当行ホームページに掲示します。</p> <p>(3) 変更頻度  毎年4月及び10月の1日に変更します。</p>
<p>元本補てん  利益補足</p>	<p>(1) 当行は、信託金に万一欠損が生じた場合には、この信託の終了のときに、完全にこれを補てんします。</p> <p>(2) 本商品に、利益補足契約は付加されていません。また、予定配当率も保証するものではありません。</p> <p>(3) この信託は、預金保険の対象となります。</p>
<p>運用等の報告</p>	<p>(1) 当行は、分配する収益金の額について、年2回書面にて報告いたします。</p> <p>(2) 当行は、信託契約終了時に、最終計算を記載した書面を交付します。</p> <p>(3) 当行は、財産管理信託にて信託された財産（他のお客さまの信託財産と合同で運用されています。）の信託財産の状況に関する報告書を、当行ホームページに掲載いたします。</p>

<p>信託金の入金</p>	<p>(1) 信託設定方法 ご提出いただく「ちばぎん財産管理信託&lt;家族で安心みまもり信託&gt;申込書」により指定された信託開始日（信託契約日）に、信託を設定します。</p> <p>(2) 入金金額・単位 信託金は、500 万円以上 1 万円単位です。</p> <p>(3) 追加信託 信託信託は、100 万円以上 1 万円単位です。なお追加信託は、お客さま、又は業務開始後の手続代理人にさせていただくことが可能です。</p>
<p>信託金の支払い</p>	<p>○元本のお支払い</p> <p>(1) お客さまのご請求によるお支払い（一時払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客さまのご請求に従い、信託財産から金銭をお支払いします。</li> </ul> <p>(2) 自分でねんきん機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月 1 回、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。</li> <li>・ お客さまから、「1 回あたりの交付金額」と「当行の普通預金口座」をご指定いただくと、以下のとおり金銭を交付します。</li> </ul> <p>① 交付サイクル 毎月 15 日（15 日が銀行休業日の場合は、前営業日に交付します）</p> <p>② 1 回あたりの交付金額 お客さまよりご指定いただく金額（1 万円以上 1 万円単位）</p> <p>③ 受取方法 予め指定いただくお客さま名義の当行の普通預金口座への入金により、お受け取りいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受取開始は、お客さまから上記ご指定をいただいた日の翌月の 15 日になります。</li> <li>・ 1 回あたりの交付金額は、お客さまからのお申し出により、上記②の範囲内で変更することができます。</li> </ul> <p>(3) 家族で防犯機能によるお支払い お客さまから、同意者のご指定をいただくと、都度、同意者の同意を条件に、お客さまの請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。</p> <p>(4) 家族にまかせる機能によるお支払い</p> <p>① 年金型によるお支払い</p>

- ・ お客さまから、「1回あたりの交付金額」と「当行の普通預金口座」をご指定いただき、予めご指定いただいた手続代理人が、当行所定の手続きにより自ら手続代理人の業務を開始すると、以下のとおり金銭を交付します。

A 交付サイクル

毎月 15 日（15 日が銀行休業日の場合は、前営業日に交付します）

B 1回あたりの交付金額

お客さまよりご指定いただく金額（1 万円以上 1 万円単位、上限は 30 万円。）

C 受取方法

予め指定していただいた、手続代理人名義の当行の普通預金口座への入金により、お受け取りいただきます。

- ・ 受取開始は、お客さまが指定する手続代理人が、当行所定の手続きにより業務開始した日の翌月の 15 日になります。
- ・ 1回あたりの交付金額は、お客さまからのお申し出により、手続代理人業務開始前に限り、上記②の範囲内で変更することができます。（手続代理人に変更していただくことはできません。）

② 目的内随時型（同意者なし）によるお支払い

お客さまから、予めご指定いただいた手続代理人が、当行所定の手続きにより自ら手続代理人の業務を開始すると、手続代理人のご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。

③ 目的内随時型（同意者あり）によるお支払い

- ・ お客さまから、予めご指定いただいた手続代理と手続代理人の同意者が、当行所定の手続きにより手続代理人と手続代理人の同意者の業務を開始すると、都度、手続代理人の同意者の同意を条件に、手続代理人のご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。

○収益金のお支払い

- ・ 信託財産の運用により生じた利益は、経費及び信託報酬ならびに信託財産につき生じた損失を控除した金額を、合同運用財産に属するそれぞれの信託財産の各受益者に対する収益金として分配するものとし、信託終了の時を除き毎年 4 月、10 月の 1 日に、元本に組入れて複利運用いたします。
- ・ 収益金には税金がかかり、税率 20.315%（国税 15.315% 及び地方税 5%）の源泉分離課税となります。

信託報酬	設定時信託報酬	信託契約時に、信託財産額の 2.2% (但し、上限 1,100,000 円、税込) をいただきます。				
	追加信託報酬	追加信託契約時に、信託財産額の 2.2% (但し、上限 1,100,000 円、税込) をいただきます。				
	管理信託報酬	<p><b>【月額管理信託報酬】</b>  信託契約の成立日の属する月の翌月から、毎月 1 日 (但し銀行休業日の場合は翌営業日) に、下記の状況に応じたいずれかの金額を、信託財産の中からいただきます。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>手続代理人 業務開始前</p> </td> <td> <p>[同意者設定なし] 550 円/月 (税込)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>手続代理人 業務開始後</p> </td> <td> <p>[同意者設定あり] 1,100 円/月 (税込)</p> </td> </tr> </table>	<p>手続代理人 業務開始前</p>	<p>[同意者設定なし] 550 円/月 (税込)</p>	<p>手続代理人 業務開始後</p>	<p>[同意者設定あり] 1,100 円/月 (税込)</p>
		<p>手続代理人 業務開始前</p>	<p>[同意者設定なし] 550 円/月 (税込)</p>			
		<p>手続代理人 業務開始後</p>	<p>[同意者設定あり] 1,100 円/月 (税込)</p>			
<p><b>【信託財産交付管理信託報酬】</b>  手続代理人からの依頼による支払いの都度、1 回に付 1,100 円 (税込) を、信託財産の中からいただきます。</p>						
運用報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年 3 月、9 月の各末日に、運用収益の中からいただきます。</li> <li>信託報酬額は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。</li> </ul>					
	解約・振込手数料	無料				
信託財産に関する租税等	当行は、信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を、信託財産の中から支払うことができます。					

<p>信託財産の 計算期間</p>	<p>信託財産の計算期日は毎年3月、9月の各末日とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を計算期間とします。</p>
<p>信託終了事由</p>	<p>この信託は、次の場合に終了します。</p> <p>① お客さまが死亡した場合。  ※ お客さまの死亡による信託終了の場合、信託終了から相続人等への金銭交付までの間は、付利は行われません。</p> <p>② お客さまが、信託報酬を支払わない場合又は信託財産が信託報酬の支払に不足する場合。</p> <p>③ お客さまの成年後見人又は任意後見人が、当行所定の書式で本信託の終了を申し出た場合。</p> <p>④ 前三号に定めるほか、前三号の定め抵触しない範囲で「指定金銭信託約款」において終了事由と定める事由が生じた場合。</p>
<p>中途解約</p>	<p>やむを得ない事情により、信託金の全部の解約の申出があった場合には、中途解約に応じ、受益者に信託金をお支払いすることがあります。その場合、当行所定の書類のご提出を求めることがあります。解約手数料はいただきません。</p>
<p>信託業務の委託</p>	<p>当行は、信託業務の全部又は一部を、「指定金銭信託約款」第5条の2に基づき、当行が適当と認める第三者に委託することがあります。</p>
<p>当行等との取引</p>	<p>(1) 信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないと考えられる場合には、「指定金銭信託約款」第3条の2に基づき、当行は当行自身等との取引を行うことができます。</p> <p>(2) また、「指定金銭信託約款」第5条の2に基づき、当行の利害関係人に、信託業務の全部又は一部の委託を行うこともできます。</p>

<p>その他の事項</p>	<p>(1) この信託の商品内容詳細は、指定金銭信託約款及びちばぎん財産管理信託＜家族で安心みまもり信託＞特別約定に記載されていますので、ご確認ください。</p> <p>(2) この信託では、マル優のお取扱いはできません。</p> <p>(3) この信託の受益権については、いかなる場合にも、他人に譲渡することや、質入れなど担保に供することはできません。</p> <p>(4) 家族にまかせる機能（目的内随時型）の請求について、当行は、提出された領収書等の真正さ及び内容の真実性若しくは払戻しされた信託金がお客さまのために使われたものか等を確認、調査する義務は負いません。そのため、当行が規定に基づき信託財産の交付請求に応じたことにより、お客さま及びその他の第三者に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。また、手続代理人によるお受取金の利用には、税理士等に税務上の取り扱いのご確認が必要になる場合もあります。</p> <p>(5) 任意後見制度をご利用の場合で、お客さまの任意後見人が受託者の当行に対して手続きをお申し出いただく場合、手続代理人とは異なり、お客さまの任意後見人として、一時払い、自分でねんきん機能、家族で防犯機能、家族でみまもり機能をご利用いただけます。なお、お客さまが締結なさる任意後見契約の内容によりお手続きいただける内容が異なる場合、又は中途解約等に応じる場合がございます。</p> <p>(6) 法定後見制度をご利用の場合で、家庭裁判所によって選ばれたお客さまの成年後見人が受託者の当行に対して手続きをお申し出いただく場合、ご請求に基づく支払い、又は中途解約等に応じることになります。</p> <p>(7) 公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> <p>(8) 当行所定の審査により受託できない場合があります。</p>
---------------	--

<p>反社会勢力との 取引拒絶</p>	<p>当行は、次の各号のひとつにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者及び後見人に通知することにより、信託金の全部の解約ができるものとします。</p> <p>① 委託者、後見人が信託申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、その他信託契約の関係者が、次のア～キ又はA～Eのいずれかに該当すると認められる場合</p> <p>③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、その他信託契約の関係者が、自ら又は第三者を利用して次の a～e に該当する行為をした場合</p> <p>ア. 暴力団 イ. 暴力団員 ウ. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの エ. 暴力団準構成員 オ. 暴力団関係企業 カ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 キ. その他前各号に準ずる者</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>a. 暴力的な要求行為 b. 法的な責任を超えた不当な要求行為 c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為 e. その他前各号に準ずる行為</p>
<p>指定紛争解決機関</p>	<p>当行が契約する指定紛争解決機関は一般社団法人 信託協会（連絡先:信託相談所、電話番号:0120-817335 又は 03-6206-3988）とします。</p>